

平成 26 年 7 月

平成 27 年度

税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

〔要 望 項 目〕

重点要望項目

1. 消費税の単一税率を維持すること。 … 2 頁
2. 法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと。 … 2 頁

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続） … 3 頁
 - ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続） … 3 頁
 - ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法 37、同 37 の 2）（継続） … 4 頁
 - (2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。（消法 30）（継続） … 4 頁
 - (3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。（継続） … 4 頁
2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。（法法 34）（継続） … 4 頁
 3. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。（所法）（継続） … 5 頁
 4. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。（所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5）（継続） … 5 頁
 5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。（継続） … 5 頁
 6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法 38 ①、41 ①、相令 12 ①、相令 17 ①、相基通 38-2、相基通 41-1）（継続） … 6 頁
 7. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の適用について、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）の区分所有登記の有無による差異を解消すること。（措法 69 の 4 ③二イ、措令 40 の 2 ④ ⑩）（新規要望） … 7 頁

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続） … 7 頁
2. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（継続） … 7 頁
3. 平成 28 年 1 月から運用開始が予定されているマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（新規） … 8 頁

III 国及び地方公共団体の会計制度改革 … 8 頁

税制改正に関する要望

平成 26 年 7 月
東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟からの意見を集約し、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 27 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成したものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めるものである。

税理士法第 1 条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と税理士の使命を定めている。税理士は、この崇高な使命と建議権に則り、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から、納税者のための民主的な租税制度の確立のために尽力すべきである。

租税とは、国や地方公共団体などの公共部門が、その活動を維持するための財源として、法律に従い、強制的に徴収する金銭その他の財貨である。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成する上で、租税の社会的経済効果を考慮しつつ、税制を考えていく必要がある。わが国は現在、雇用や医療・年金等の社会保障費が急激に増加し、深刻な財政不足に陥っている。財政を健全化していくには、所得課税中心では賄えきれず、所得・消費・資産にバランスよく課税していくことが必要である。

なお、東日本大震災に関する復興支援は、税制面においても最優先課題であるとともに、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。このような状況下においては、災害が発生する度に震災特例法等を制定するのではなく、「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきである。

税制に対する基本的な視点

税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

本要望書では、喫緊の課題として次の 2 点について特に強く要望する。

1. 消費税の単一税率を維持すること。
2. 法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと。

重点要望項目

1. 消費税の単一税率を維持すること。

消費税の軽減税率制度は、国民に対する痛税感の緩和及び消費税率引き上げに伴う低所得者世帯に対する配慮として検討されている。しかしながら、同制度の導入の効果は、低所得者世帯のみならず、全世帯に影響が及ぶことになり、 $\text{税込減収額} = \text{逸失減収額}$ が多額になるという点に最大の問題がある。また、軽減税率対象品目の選定や中小企業者の事務負担、簡易課税制度等の中小特例の形骸化という観点からも問題のある制度である。

したがって、同制度を導入することは適当ではなく、現行の単一税率を維持すべきである。しかしながら、単一税率を前提にした場合には消費税の逆進性の緩和を考慮する必要があり、この場合軽減税率の導入に比べ事務負担が少なく、給付も低所得者層に限定される「消費税の給付付き税額控除制度」は必須な措置となる。

そこで、消費税率10%の段階では簡素な給付制度を導入し、その後、マイナンバー制度の施行に合わせて、給付付き税額控除制度を導入することにより、低所得者世帯に対する配慮を図るべきである。

なお、マイナンバー制度の利用範囲については国民に定着し、安定的な運用が約束されるまでの期間については、社会保障と税への限定的な利用となるよう引き続きを要望する。

2. 法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと。

近年における経済のグローバル化の急速な進展は、わが国の企業も自国の市場経済に留まることなく、世界的な市場を視野に入れた経済活動に変貌しており、TPPへの参加交渉により更に加速するものと予想される。先進諸外国の法人税制は、実効税率の引き下げが行われ、その一方でそれに見合う財源の確保を図る必要から法人税の課税ベースの拡大が行われている。

そのため、わが国の法人所得課税においても、企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮すべきである。

実効税率引き下げに伴う法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。しかしながら、現下では、外形標準課税の強化、欠損金の繰越控除額に制限を設けるなどの案が浮上している。また、今般の法人税改革と併せて、オーナー役員給与に係る給与所得控除のあり方については、別途の基準を設けるべきとの意見がある。課税ベースの拡大の選定は、本来の制度としての機能を果たしていないものを対象とすべきであり、代替財源が必要との議論のみでこのような項目が案に浮上すること自体、租税負担の公平を著しく阻害することになる。景気は、徐々に上向きつつあるものの中小企業の経営環境は未だ厳しい。課税ベースの拡大にあたっては、財政基盤の脆弱な中小法人の課税のあり方を考慮のうえ、慎重に検討しなければならない。

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続）

※選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出る制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

- ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続）

▼現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。

② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。(消法 37、同 37 の 2) (継続)

▼消費税法 37 条の 2 (災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例) では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることから、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度(年分)については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

(2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法 30) (継続)

▼仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけていることから、事業者の事務負担が過重になっている。請求書等により仕入税額控除要件が確認できるのであれば、重複して帳簿に記載しない場合でも取引の検証は十分に可能であるから、帳簿への記載を簡略化すべきである。

(3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。(継続)

▼平成 24 年 8 月 22 日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による六月中間申告納付ができることとなった(改消法 42⑧～⑩)。この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度を更に拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、一月中間申告や三月中間申告についても選択することができるようにするべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法法 34) (継続)

▼現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入という、いわば原則損金不算入という規定になっている。その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」という概念は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっているため、たとえば期中に経営判断から役員報酬を引き下げた場合に、形式的にその概念に該当しないということで、課税処分を受けるケースも生じている。

▼役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

3. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(所法)(継続)

▼土地建物等の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分の上、分離課税を適用しているが、所得金額が少ない階層には一層割高となることから課税方法を分離課税から総合課税に移行すべきである。

▼また、損益通算及び繰越制度は、生活に通常必要でない資産の譲渡による損失以外の損失は給与所得、事業所得など他の所得との損益通算が認められており、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡による損失が多く納税者に生じている。このような現状を考えると、不動産の譲渡損失と他の所得との損益通算をすることにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図ることが国民生活の向上にとって必要な政策であり、他の譲渡益の生じる資産譲渡との譲渡所得内での通算のみでは、一部の資産家が利するのみである。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成10年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることから、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

4. 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134、措法67の5)(継続)

▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10万円以上、20万円未満、30万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。

▼このような複雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。(継続)

▼復興財源確保法によると、復興財源の1つとして復興特別所得税(以下「付加税」という。)が課されることが決定しており、所得税の納税義務者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1)給与等に係る源泉所得税、(2)利子・配当等に係る源泉所得税、(3)報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1)の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2)の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3)の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

▼そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10%（又は20%）という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすくなることも容易に想定できる。

▼確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。

▼また、法人事業者における利子・配当等に係る源泉所得税に付加された復興所得税については、法人税の申告の際に、法人税額と相殺できるような手当も行う必要がある。

6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法 38①、41①、相令 12①、相令 17①、相基通 38-2、相基通 41-1） （継続）

▼平成 18 年度税制改正では、金銭又は延納による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけでなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされることとなった。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、その納付方法として「延納」及び「物納」が金銭納付の例外として認められている。

▼財産税である相続税は、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭又は延納による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであると考えられる。そこで、金銭又は延納による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

7. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の適用について、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）の区分所有登記の有無による差異を解消すること。（措法 69 の 4 ③ニイ、措令 40 の 2 ④⑩）（新規要望）

- ▼相続税法では、被相続人の居住用建物の敷地が一定の要件に該当する場合には、相続税額の計算にあたって、その土地の評価額を減額する規定（小規模宅地等の減額の特例）を置いており、それを取得した相続人の相続後の生活に配慮をしている。
- ▼少子高齢化に伴い、昨今では、いわゆる二世帯住宅の建築も増えてきているが、現行相続税法の規定における小規模宅地等の減額の特例は、居住形態が同じ二世帯住宅の敷地であっても、建物の登記を区分登記するか否かによって、相続税の課税に差異が生じてしまう不公平な取扱いとなっている。
- ▼このような課税上の差異には合理的な理由がなく、建物登記の相違による不公平な取扱いは解消すべきである。

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続）

- ▼過年度における税制改正では、納税者に十分な周知がないままに唐突な法改正が相次いだ。ここ数年、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、十分とはいえない。税制調査会等における会議資料及び議事録を公開し、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を図るべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから、今後の一層の充実を望むものである。
- ▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

2. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（継続）

- ▼平成 23 年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第 1 条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。
- ▼平成 24 年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成 23 年度税制改正法附則第 106 条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点」から、早急に国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の

保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定すべきである。

- ▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。
- ▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリックコメントを実施する等、国民（納税者）の意見を十分に反映させるべきである。
- ▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更すべきである。

3. 平成 28 年 1 月から運用開始が予定されているマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（新規）

- ▼マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続き面で利用され、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための基盤として運用される。そのためには、次のような整備をすべきである。
 - (1) 個人番号関係事務実施者等のセキュリティの具体的方策を周知徹底すること。
 - (2) 番号の記載誤りについて、補正制度を導入すること。
 - (3) 税務調査時の番号利用について、手続規定を設けること。
 - (4) マイ・ポータルは電子申告と連携すること。
 - (5) マイナンバー制度に関係する政省令や通達などの命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。

Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革

財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。